

ウズベキスタン  
拠点（法人および駐在員事務所）設立  
ガイド

2026年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

タシケント事務所

貿易投資相談課

### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）タシケント事務所がウズベキスタンの法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」に作成委託したものです。本報告書の内容は 2025 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法律助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、ウズベキスタンの法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」および日本の弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、ウズベキスタンの法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」および日本の弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
タシケント事務所  
E-mail: [UZT@jetro.go.jp](mailto:UZT@jetro.go.jp)

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課  
E-mail : [scb-support@jetro.go.jp](mailto:scb-support@jetro.go.jp)

**JETRO**

## 目次

はじめに .....	1
第1章 ウズベキスタンにおける法人設立.....	2
1. 有限責任会社の特徴.....	3
2. 株式会社の特徴.....	6
3. 会社設立手続き .....	6
第2章 ウズベキスタンにおける駐在員事務所設立.....	13
1. 駐在員事務所の定義 .....	13
2. 駐在員事務所の認可手続き .....	13
第3章 各種書類サンプル .....	17

## ウズベキスタン拠点（法人および駐在員事務所）設立ガイド

### はじめに

外国投資家は、2020年1月27日から施行された投資および投資活動に関するウズベキスタン共和国法<sup>1</sup>（以下、「投資法」という）により基本的に次のような形態で投資活動ができる。

【図表】 1

投資活動の種類	内容
法人設立・株式（持ち分）参加	新たな法人の設立または既存法人の資本金の持ち分を取得して参加
有価証券等の取得	ウズベキスタン居住者が発行する有価証券（債権を含む）の取得
資源分野の投資活動	天然資源の探鉱、開発、採鉱または使用等に関するコンセッションの取得や生産物分与契約（PSA）への参加
知財権等の所有権取得	知的財産への所有権、著作権、特許権やノウハウ、のれん等への所有権の取得
土地区画の権利取得	土地区画その他天然資源の権利（占有権、使用権等）の取得

同法には含まれないが、外国企業はウズベキスタンで駐在員事務所を設立し活動することもできる。

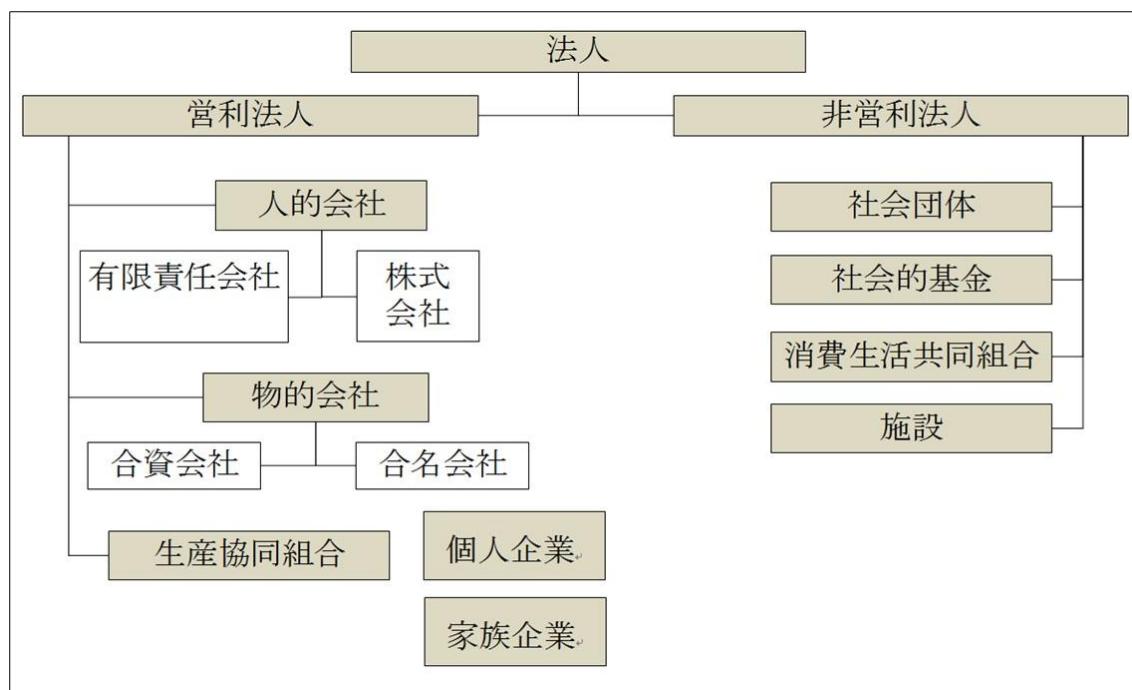
本稿では、上記投資活動の中で、ウズベキスタンで日本企業によって利用可能な法人と法人格のない駐在員事務所の設立手続きに焦点を絞り拠点設立の手順や注意点等を紹介する。

# 第1章 ウズベキスタンにおける法人設立

ウズベキスタンでの法人は同国の民法典<sup>2</sup>によって営利法人と非営利法人に分類される。営利法人には、基本的に人的会社の合名会社または合資会社、物的会社の有限責任会社、株式会社、生産協同組合の形態がある。

非営利法人には、基本的に、社会団体、社会的基金、消費生活協同組合や施設等の形態がある。ウズベキスタンの法人分類は次の図表を参考のこと。

【図表】 2



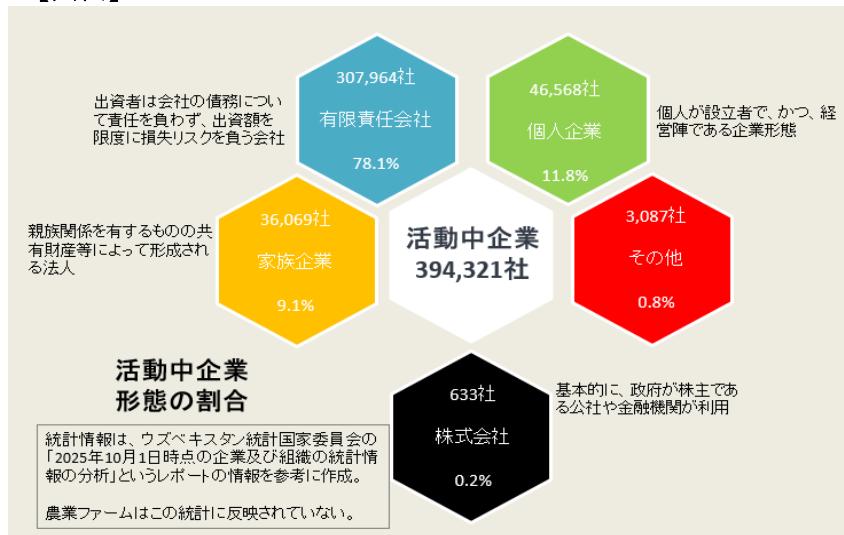
ウズベキスタンでは、有限責任会社と個人企業（個人が設立者かつ経営者である企業形態）の形態が一般的である。ウズベキスタン統計国家委員会<sup>3</sup>によると、2025年10月1日時点での、ウズベキスタンで活動中の394,321社のうち307,964社（78.1%）が有限責任会社、46,568社（11.8%）が個人企業で、株式会社は僅か633社（0.2%）を構成する。個人企業の場合、設立者が企業の債務を同人の全財産で制限なく責任を有することになるため、外国投資家による利用には合理性が欠けており、同様な形態の企業は、基本的に現地の個人（外国投資家に該当しない者）によって広く利用されている。

日本企業は、その利益をウズベキスタン領域で代表し、本社との連絡業務、ウズベキスタンでの投資やビジネスの機会を探す市場調査等を行うためにウズベキスタンで法人格がない駐在員事務所も設立することができる。

従って、本章では、日本企業のウズベキスタンへの進出の際に法人拠点として考えられる

有限責任会社 (LLC) および株式会社 (JST) の 2 形態の法人の特徴とその設立手続きを説明する。

【図表】 3



## 1. 有限責任会社の特徴

現在、約 78% のウズベキスタンの企業は有限責任会社 (Limited liability company = LLC) の形態で営業している。

有限責任会社とは、一つまたは複数の者により設立される会社で、その定款資本金が設立文書に定める額の持ち分により構成されるものをいう。有限責任会社の出資者は、会社の債務について責任を負わず、出資額を限度として、会社の活動に関連した損失に対するリスクを負う。

ウズベキスタンで有限責任会社の基本原則は民法典において規定されているが、その具体的な規定は「有限責任会社に関するウズベキスタン共和国法」<sup>4</sup>という個別法に置かれている。

有限責任会社には次のような主な特徴がある。

- ◆ 一つまたは複数の法人または自然人（個人）によって設立される。
- ◆ 出資者の責任はその出資額（出資者の持ち分）に限定される。
- ◆ 出資者の数は 50 を越えることができない。
- ◆ 一般的に、（最近の法改正の結果）資本金の最低額が規定されていない（ただし、外資系 LLC については後述する例外がある）。
- ◆ 出資金（額）は国家登録の日から 1 年以内に払い込む必要がある。
- ◆ 出資金は金銭のみならず、動産や不動産をもっても払い込むことができる。

- ◆ 持ち分譲渡について、ほかの出資者の合意の必要性を定め得る、ほかの出資者に優先的買取権がある。
- ◆ 一つの者による LLC (一人会社) の場合、会社運営の重要事項は株主総会の決議ではなく当該単独出資者の書面上の決議で判断することができる。
- ◆ 取締役会 (監査役員会) 設置会社の場合、外国人の取締役 (監査役) を、通常外国人の労働者をウズベキスタンで雇用する際の就労許可を取得せずに指名することができる。

日本企業はウズベキスタンで有限責任会社を設立しようとした場合、資本金の額および持ち分割合に応じて、次に説明する 3 形態のいずれかを選択することが考えられる。

【図表】 4

	FE LLC	JV LLC	LLC (with foreign capital)
出資者数	1者以上~50者未満	2者以上~50者以下	1者以上~50者未満
出資者	外国籍者、外国法人	外国籍者、外国法人、ウズベキスタン国籍者、ウズベキスタン法人など	外国籍者、外国法人、ウズベキスタン国籍者、ウズベキスタン法人など
資本金最低額	4 億スム※1	4 億スム※1	特になし※2
外国資本割合	100%外国資本	15%以上	15%未満
責任の範囲	持ち分の範囲	持ち分の範囲	持ち分の範囲
持ち分払込期限	新規設立の場合、法人登録の日から 1 年以内	新規設立の場合、法人登録の日から 1 年以内	新規設立の場合、法人登録の日から 1 年以内
経営機関	<u>一人会社の場合</u> ： 最高決定機関は、出資者。 <u>設立者 2 者以上の会社の場合</u> ： 最高決定機関は、社員総会。業務執行機関は、単独執行機関 (社長) または合議制執行機関 (経営組織)。取締役会 (監督役員会) も設置可能。	最高決定機関は、社員総会。 業務執行機関は、単独執行機関 (社長) または合議制執行機関 (経営組織)。取締役会 (監督役員会) も設置可能。	<u>一人会社の場合</u> ： 最高決定機関は、出資者。 <u>設立者 2 者以上の会社の場合</u> ： 最高決定機関は、社員総会。業務執行機関は、単独執行機関 (社長) と合議制執行機関 (経営組織)。取締役会 (監督役員会) も設置可能。
ライセンス等の必要性	特定の分野 (例えば、教育活動、人材の海外派遣事業等) の事業を実行するために必要。	左記同様	左記同様

※1 ウズベキスタン共和国内のカラカルパクスタン共和国およびホラズム州において登録する場合には、2 億スム。

※2 なお、法律上、特定の分野 (例えば、マイクロファイナンス) の事業を実行するため

に一定額の資本金が求められている場合がある。

2025 年 10 月 1 日時点<sup>5</sup>で、ウズベキスタンにおける営業中の FE LLC および JV LLC の総数は 17,188 社（例えば、中国系が 4,570 社、ロシア系が 3,150 社、トルコ系が 2,048 社、カザフスタン系が 1,165 社、アフガニスタン系が 616 社）あり、その 4,134 社（約 24%）がウズベキスタン国内企業との合弁である JV LLC、13,054 社（約 76%）が 100% 外資の FE LLC の形態を取っている。

### A. FE LLC

FE LLC とは、*Foreign Enterprise in the form of Limited Liability Company* という英文単語の略称であり、「有限責任会社形態の外国企業」という意味である。

ウズベキスタンの法令上<sup>6</sup>、FE LLC の形態で会社登録を行うためには、定款資本金の額が 4 億スム以上であり、かつ、その全額が外国資本から構成されなければならない。

### B. JV LLC

JV LLC とは、*Joint Venture in the form of Limited Liability Company* という英文単語の略称であり、「有限責任会社形態の合弁企業」という意味である。

JV LLC の形態で会社登録を行うためには、定款資本金の額が 4 億スム以上であり、かつ、最低 15%の持ち分が外国資本から構成されなければならない。

### C. LLC

有限責任会社の資本金の額が 4 億スム未満である場合または定款資本金における外国資本の割合が 15%未満の場合には、当該会社は単なる「有限責任会社」となり、一定の要件を満たした FE LLC および JV LLC の形態の外資系企業に与えられる租税優遇等<sup>7</sup>が付与されない。

また、FE LLC や JV LLC に該当しない LLC の場合は、行政当局等との関係において「外国投資家」として与え得る（精神的な）影響力（特に、最近の政策上外国投資の誘致はその重要度を一層高めている）も低くなる可能性がある。

なお、資本金の金額が 4 億スム未満であっても、その会社の資本金において 15%以上の外国投資家の持ち分がある場合には、2020 年 1 月末に施行した投資法によって同様な会社も「外資系企業」（ウズベク語表記：“chet el investitsiyasi ishtirokidagi korxona”）として取り扱われ、同法で保障された外国投資家に与えられる保護を受けることができると解釈されている。

実務では、外国人の投資家が存在することを表現する目的で、そのような外資系企業の名称にウズベク語で「XSI MChJ」（Xorijiy Sarmoya Ishtirokidagi Mas’uliyati Cheklangan Jamiyat という単語の略称）およびロシア語で「ООО УИК」（Общество с Ограниченной Ответственностью с Участием Иностранных Капитала という単語の略称）という略称を敢えて付け加えられていることも見られる。

## 2. 株式会社の特徴

前述したとおり、ウズベキスタン国家統計委員会の報告によれば、2025年10月1日時点で、ウズベキスタンにおいてわずか633社の株式会社が営業している。ウズベキスタンでは、有価証券市場の流動性の低さ、同企業形態の活動への法規制の厳格さや会社経営機関の複雑さが中小企業による株式会社の利用のネックとしてみられている。

なお、ウズベキスタン有価証券保管振替機関（Qimmatli Qog'ozlar Markaziy Depozitariysi）の報告書<sup>8</sup>によれば、2024年5月1日時点で、合計646社の株式会社があり、その240社が公社（要するに、ウズベキスタンの経済財務省、復興開発基金、国有財産管理庁などの政府機関が株主）であった。当該報告書によれば、株式会社の業界別の内訳は農業分野で196社、サービス分野で192社、金融分野で130社、そして産業分野で128社となっていた。

このようにウズベキスタンでは、基本的に、公的機関の傘下にある公社および金融・保険会社が株式会社の企業形態をとっている。

株式会社に関する主な規定は、ウズベキスタン民法典および「株式会社および株主の権利保護に関するウズベキスタン共和国法」に定められている。

2014年の法改正までは株式会社は公開株式会社と閉鎖的株式会社に分類されていたが、同法改正によって同様な概念が廃止された。

なお、最近、政府は、株式会社の利用を促すためにいくつかの法改正を行い、法律で求められていた株式会社の資本金の最低額を徐々に引き下げている。2019年3月の法改正によっては、原則、株式会社についても有限責任会社の場合と同様に資本金の最低額を法律で規定しないこととしている。

なお、外国投資家がウズベキスタンの進出拠点として株式会社の企業形態を利用したい場合でも、資本金の額および持ち分割合に応じて有限責任会社の場合と同様に3形態のいずれかを選択することができる。

上記に従い、ウズベキスタンで新規に企業を立ち上げるにあたり一般的に使用されるLLC、取り分け外資系LLCを例に設立手続きを以下に紹介する。なお、「支店」の法人格概念もウズベキスタンには存在するが、外国銀行がウズベキスタンに進出する場合にのみ採用される可能性のある形態であり、本ガイドの対象からは除外している。

## 3. 会社設立手続き

2017年4月1日以降、銀行、信用調査機関およびNGOを除き、ウズベキスタンのすべての企業主体（会社）の国家登録は、法務省が管轄する「行政サービスセンター（Davlat xizmatlari markazlari）」にてワンストップ方式で行われている。

会社の国家登録の手続きにおいて、行政サービスセンターでは会社の登録情報をウズベキスタンの「統一企業登記簿」に記載する行為が行われる。

会社設立の国家登録手続きは 2017 年 2 月 9 日付閣僚会議決定第 66 号<sup>9</sup>によって規定されている。

同閣僚会議決定は会社の登録手続き・再登録手続き・登録手続きの拒否の根拠、登録・再登録手続きの国家手数料の料率、登録・再登録手続きの期間やいくつかの書類の様式を定めている。

会社設立の国家登録は、申請者本人またはその代理人が行政サービスセンターに出向いて行われる「出頭方式」と、インターネットを通じた「オンライン方式」の二つの形態のいずれかで行うことが可能である。

なお、法人設立の際に、申請者の個人番号 (PINFL) 及び当該個人番号と紐づいたウズベキスタンの携帯電話番号、そして電子署名が必要になるため、事前に準備が必要である。

会社設立および会社設立の国家登録の手続きの概略は次の表を参照のこと。

【図表】 5



下記で、各ステップの詳細について紹介する。

### ▼Step 1：会社名の予約

現在、ウズベキスタンでは、法人登録システムの要件上、ローマ字、ハイフンおよび数字表記の会社名を予約することが可能である。会社名は同法人登録システム (<https://new.birdarcha.uz/>) にアクセス権を有する者によって予約可能である。国名など法律で禁じられている一定の単語は会社名として利用できない。予約済みの会社名は 60 日間保存され、その期間中に設立登録をしない場合に、取り消されることになっている。

## ▼Step 2：法人住所の確定

ウズベキスタンでは、通常、ビジネスセンターのオフィス、アパート等の非居住用家屋や非居住用施設などが法人住所として利用されている。

最近のデジタル化の進展で、個人住所（アパートの住所等）を法人所在地として登録されているケースがあることも判明しているが、ウズベキスタンの住宅法典第9条により「商業目的でアパート等における住居の利用・賃借り・賃貸借は禁止」されており、「これらの住居における法人等の入居は、当該住居を非居住用家屋に変更してからのみ許される」ことになっている。法令（2000年1月24日付閣僚会議決定第22号付属書第2号）上、アパート等の通常1階にある「非居住用家屋」を会社の所在地として登録することは合法である。なお、法人設立登録の際に住所の証明書等の書類の提示は省略されているため、非居住用家屋ではないアパートの普通の家屋も会社の住所として法人登録の際に登録可能だが、その合法性についてリスクがあることを認識しておくべきである。また、法人登記日から10日以内に申請時の住所の賃貸契約等を登録していない場合や他人の住所を勝手に利用している場合に税務署より銀行口座凍結等の措置が取られる場合がある<sup>10</sup>。

## ▼Step 3：設立文書の作成・承認 + 現地法人社長候補者の確定

自社の事業内容や規模によって LLC の形態（100%外資である FE LLC か、合弁企業である JV LLC か、あるいは両方にも該当しない単なる LLC か）を選択した後、同様な形態に必要な設立文書を作成する必要がある。

- ・2者以上の設立者からなる会社の設立文書は、設立合意書および定款である。
- ・1者のみの設立者からなる会社の設立文書は、定款のみである。
- ・2者以上からなる会社の場合、設立文書は各出資者が署名した議事録を通じて承認される。
- ・出資者が1者の場合、その定款は当該単独出資者の書面上の決定書を通じて承認される。

なお、2022年の法改正により、設立合意書の国家登録は不要にされており、定款のみ法人登録や登録情報の変更に際して登録することになっている<sup>11</sup>。

また、2025年の法改正により、会社の出資者間で、株主権の行使に関する契約（株主間契約）を締結できる権利が明文化されている。会社の株主は当該株主間契約において、自らの株主権を行使すること、またはその行使を控える（放棄する）ことを約束することになる。そのような権利行使できる事項としては、総会での投票を行うこと、会社の運営に関する行動を協調して行うこと、定款基金（資本）における持ち分（株式）を特定の価格または特定の状況下で取得または譲渡すること、またはその取得・譲渡を控えることが含まれる<sup>12</sup>。

設立合意書および定款に記載する必須条項は法律で定められており、法人登録をインターネットで行う場合には標準形式の設立文書で行うことも可能である。ただし、経営機関や決議事項等の重要な条項について各社の状況が異なるため、弁護士等の現地法の専門家と相談した上で設立文書をドラフトティングすることが望ましい。

設立文書のドラフティング過程で現地法人の経営機関や現地法人の社長（ディレクター）の候補を決定し、経営者の待遇等も並行して確定していくことが合理的であると思われる。

#### ▼Step 4：必要書類の日本での公証・アポスティーユ取得

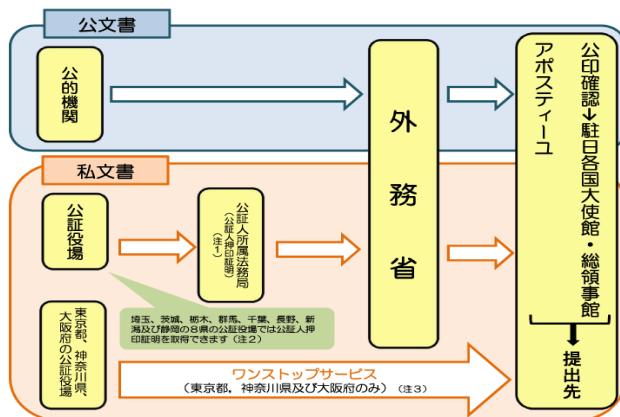
ウズベキスタンの行政サービスセンターに会社設立登録を新規に申請する場合、以下の資料の提出・提示が求められる。

【図表】 6

	書類	必要性	形式
オンライン 方式	1. ウズベク語での設立文書（ステップ 3 を参照）	必須	PDF コピー
	2. 会社設立に関する決定書	必要に応じて求められる	PDF コピー
	3. 登記簿抄本（設立者が日本法人の場合）	必要に応じて求められる	PDF コピー
出頭方式	1. ウズベク語での設立文書	必須	原本の提示
	2. 会社設立に関する決定書	必要に応じて求められる	原本の提示
	3. 登記簿抄本（設立者が日本法人の場合）	必要に応じて求められる	原本の提示
	4. 委任状（登録手続きが代理人によって行われる場合）	必須	原本の提示
	5. 代理人の身分証明書（登録手続きが代理人によって行われる場合）	必須	原本の提示
	6. 手数料納付証明書	必須	原本

なお、日本国内で発行される登記簿抄本および委任状（登録手続きが代理人によって行われる場合）については、アポスティーユ（apostille）による証明を取得する必要がある。日本企業が設立者となる場合、ウズベキスタン、日本とも外国公文書の認証を不要とするハーグ条約（1961年10月5日付）の加盟国であるため、アポスティーユによる証明が可能である。日本国内でのアポスティーユ証明のスキームについては、外務省のHP等を参照のこと。

【図表】 7



※図表は、外務省 HP から転載<sup>13</sup>

#### ▼Step 5：ウズベキスタンにおける公証

アポスティーエにより証明された日本語作成の登記簿抄本および委任状については、ウズベキスタンでウズベク語訳またはロシア語訳を準備し、ウズベキスタン国内の公証人による公証を受ける必要がある<sup>14</sup>。一部の翻訳会社では日本語からウズベク語への翻訳が可能な翻訳者もあり、これらの翻訳会社は必要書類の翻訳および公証手続きをまとめて代行している。

#### ▼Step 6：法人設立登録

上記各ステップが完了し、すべての必要書類が整った後、行政サービスセンターに出頭またはオンライン方式で会社設立の国家登録を受ける必要がある。会社設立の国家登録の手続きは、次の表記載のとおり行われる。

【図表】 8

ステップ	主体	手続き		所用時間
Step 1	申請者	オンライン方式	1. 会社名の入力 2. 電子申請書の作成 3. 登録手数料の納付 <sup>※注1</sup>	即時
		出頭方式	1. 必要書類原本の提示 2. 行政サービスセンター係員との申請書の作成 3. 登録手数料の納付	
Step 2	法人登録システム	1. 情報の確認・企業主体 ID の交付 2. 統一企業登記簿への情報の記載 3. 企業主体の国家登録について申請者への通知 4. 法人登録証明書の発行		即時

注1：会社設立の際に法令で定められている国家手数料を納付する必要がある。

2025年10月31日時点における一部の会社設立国家登録に納付される手数料の金額は以下のとおりである。

【図表】 9

法人形態	法人設立国家登録の手数料	
	出頭方式	オンライン方式
LLC、JV LLC または FE LLC	基礎計算額の1倍 (412,000スム)	基礎計算額の0.9倍 (370,800スム)

#### ▼Step 7：法人印の作成

ステップ6の会社設立の国家登録が完了した後、法人登録証明書を受け取ってから法人印（法人名が記載される丸印）および法人スタンプ（法人の詳細な情報が記載される四角印）の作成を申請することができる。最近の法改正の結果、法人印の義務的な保持が廃止されているが、銀行口座開設時や日常業務上、当局やカウンターパートから押印が求められる場合が多く、法人印、スタンプの作成は実務上必要になる。ウズベキスタンでは法人印やスタンプの作成は専門業者によって行われており、通常、行政サービスセンター内にも印鑑作成業者の窓口が設置されており、通常は、発注から半日以内に作成・配達されている。

#### ▼Step 8：銀行口座開設

会社設立の国家登録が完了し、法人印も入手した上で、現地法人の社長（ディレクター）および会計責任者の就任手続き（社長が会計責任者を兼業し、会計業務を外注することも可能）が終わった後に、銀行口座を開設することができる。設立者（出資者）がウズベキスタンの非居住者である場合には、銀行口座の開設はオンライン申請が不可能で、銀行において現地法人の社長による手続きが必要となる<sup>15</sup>。

銀行口座開設時に次の資料の提出・提示が求められる。

- 所定様式の口座開設申請書
- 所定様式の署名見本カード
- 社長・会計責任者（別にいる場合）の身分証明書の原本の提示
- 社長・会計責任者の指名に関する決定書・命令書等のコピー
- 外資系企業の場合は、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止する制度に基づき、銀行内 KYC 確認（“Know Your Customer”と称される顧客確認）を行うために、外国の企業の株主構成や UBO 確認（“Ultimate Beneficial Owner”と称される実質的支配者の確認）が行われている。銀行によるが、その際に、外国企業の代表取締役等の氏名、生年月日やパスポートコピー等の提示が求められる場合もある。

### ▼Step 9：電子署名の取得

ウズベキスタンでは近年、法人税務申告等、多くの行政サービスがデジタル化されており、これらのサービスを受けるために電子署名の保持が必須となっている。会社の業務上、電子署名の使用は必要不可欠であり、通常、銀行口座開設にともなって電子署名の発行を申請する。電子署名発行申請（または代理申請）は、同じく行政サービスセンターにおいてまたはオンライン方式で行われる<sup>16</sup>。法人の電子署名の発行に基礎計算額の 10%の金額の手数料（2025 年 10 月 31 日時点では、41,200 スム）、個人（現地法人の社長等）の電子署名の発行に基礎計算額の 7%の金額の手数料（2025 年 10 月 31 日時点では、28,840 スム）を納付する。電子署名は手数料納付確認日に取得可能である。

## 第2章 ウズベキスタンにおける駐在員事務所設立

### 1. 駐在員事務所の定義

前述したとおり、外国企業はウズベキスタンにおいて法人以外に駐在員事務所を設立しても活動することができる。日本法によって海外での駐在員事務所の設立が可能である日本企業は、ウズベキスタン領域における自らの利益を代表し、それを保護するためにウズベキスタンで駐在員事務所を設立することができる。

駐在員事務所とは、ウズベキスタン国内で法人格がなく、営業活動や商売活動を行うことができない（航空会社を除く）外国企業の拠点をいう。

### 2. 駐在員事務所の認可手続き

駐在員事務所を設立するためにウズベキスタン共和国投資産業貿易省（Ministry of Investment, Industry and Trade）における認可手続きを経る必要がある<sup>17</sup>。

駐在員事務所の設立手続きの概略は次の表を参照のこと。

【図表】 10



駐在員事務所の認可手続きに必要な書類のリストは次の表を参照のこと。

## 駐在員事務所設立必要書類リスト

【図表】 11

必要書類	説明
1 駐在事務所の認可に関する申請書	申請書には以下の該当する情報を記載する必要がある。 ・外国企業の所在地 ・電話番号、ファックス番号（もしあれば）、電子メール ・外国企業の役員 ・従業員数 ・外国企業の事業種類 ・外国企業の売上げにおける各事業の占める割合 ・商品・製品・サービスの項目（一覧） ・外国企業の株主（基本株主）に関する情報 ・主要な下位部門（子会社、関連会社、支店等およびその所在地） ・企業の歴史（創業者、発展の経緯等） ・その他の関連情報（商標、工場、自動車等の有無） ・ウズベキスタンの企業や組織との事業（またはその他の）関係、本社により締結されている契約書・合意書等の情報 ・外国企業のウズベキスタンでの事業見通し ・駐在事務所の設置期間（通常は1年、1年ごとに更新）
2 外国企業の設立文書	外国企業の定款、設立契約など
3 外国企業の登録証明書	登記簿抄本
4 委任状	外国企業の駐在事務所長に対する委任状（パスポート情報、委任事項を要記載）
5 駐在事務所の規則	外国企業の印で承認されたもの

上記書類は、日本において公証人の認証を受け、かつ、アポスティーユを取得した後、ウズベク語またはロシア語に翻訳し、ウズベキスタンの公証人の認証を受ける。

書類の審査期間は申請日の翌日から 5 営業日以内とされている。当局は、申請の審査結果について判断が下された日に申請者に通知する。

認可証は当局の銀行口座に所定の手数料（基礎計算額の 48 倍。2025 年 10 月 31 日時点 で 19,776,000 スム）を振込後に交付される。手数料はスムで支払うことになっているため、一般的に、現地の代理人経由でウズベキスタン国内の銀行窓口で現金またはカードで払われている。

駐在員事務所の認可期間は、法令上、1 年以上 3 年以下とされているが、新規に認可される場合には、通常、1 年間有効の認可証が交付されており、1 年ごとに当該認可期間を更新する手続きを経る必要がある。この場合は更新ごとに上記手数料を納付する。

駐在員事務所は、投資産業貿易省の認可証を受けてから、ウズベキスタン国内の銀行で外貨口座やウズベクスム建ての口座（経費支払用口座）を開設し、本社から資金を入金するこ

とができる。なお、駐在員事務所においては営業活動ができないため、顧客等から入金を受けることはできない。

駐在員事務所ではウズベキスタン国籍者や外国籍者を採用することができる。外国籍者は事前に投資対外貿易省の認可を受ける必要がある。なお、2024年の法改正により、駐在員事務所における外国人スタッフ（正社員）の人数の制限が導入されている。現行法では、駐在員事務所における外国人スタッフは従業員全体の40%未満（但し、最大5人）でなければならないと規制されている。

## 第3章 各種書類サンプル

### サンプル1：【法人格を有する企業主体の国家登録申請書（英語）】

#### General information

Application number	[REDACTED]
Status	Successful
choose business type full name	Limited Liability Company
title_ownership_type	163 - ownership_type_163
legal business name	[REDACTED]
Addition to the name	[REDACTED]
Application created at	[REDACTED]
Time completed application	[REDACTED]
INVOICE_CREATED_AT	[REDACTED]
Workers count	1
Company type	Foreign enterprise

#### Applicant

Application type	Citizen's passport-UZB/ID-card
Country	Uzbekistan
document_number	[REDACTED]
PINFL	[REDACTED]
Full name	[REDACTED]
Gender	[REDACTED]

#### Activity address

Location	Address of rental property
Cadastral number	[REDACTED]
Country	Uzbekistan
Region	город Ташкент
District	[REDACTED]
City / Village / MCM	[REDACTED]
Mahalla	[REDACTED]
Address	[REDACTED]
Phone number	[REDACTED]

Email [REDACTED]

**Type of activity**

Tax mode	Sales tax
Main type of activity	85.60.0. Supporting activities in the field of education
is_registration_for_public_procurement	No

**Director**

Document type	Passport of a foreign citizen
Country	Japan
document_number	[REDACTED]
PINFL	[REDACTED]
Full name	[REDACTED]
Gender	[REDACTED]

出所：事業主体登録モジュール：new.birdarcha.uz

サンプル2：【日本企業がウズベキスタン国籍者の現地法人社長に与えた委任状（日本語）】

## 委任状

代理人：

【REDACTED】

日本国法律により適法に設立され存続中である株式会社【REDACTED】（以下、「当社」）は、上記代理人を、当社の代理人として定め、下記の権限を委任する。

記

1. 当社のウズベキスタン共和国における法人設立に関し、ウズベキスタン共和国関連法令に基づくウズベキスタン共和国政府、銀行、税務署等関連部署への法人設立申請、税務署への登録、法人設立のために必要な各種書類の作成、提出、取下、提出書類返送受取等の、その他必要な一切の行為に関する権限
2. 上記の必要書類に関する公証申請代理に関する権限
3. その他上記に関連する一切の行為及び復代理人の選任及び解任。

この委任状は発効日から3年間有効とする。

【REDACTED】年【REDACTED】月【REDACTED】日

株式会社【REDACTED】  
【REDACTED】  
【REDACTED】

出所：法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」

### サンプル3:【日本外務省によるアポスティーユの表紙(英語)】

■ ■ 第 ■ ■ 号

訂正 月

**APOSTILLE**

(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

1. Country: **JAPAN**  
This public document

2. has been signed by

3. acting in the capacity of

4. bears the seal/stamp of -same as above-

Certified

5. at **Tokyo** 6. ■

7. by the Ministry of Foreign Affairs

8. No. ■

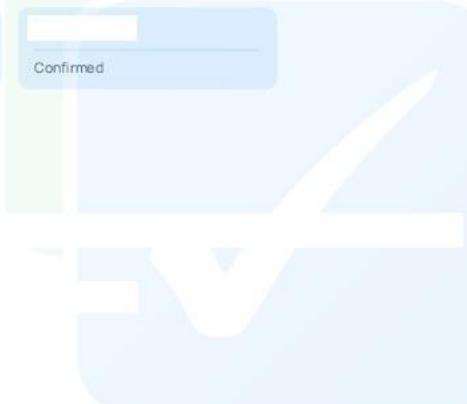
9. Seal/stamp: 10. Signature:  
■

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS  
日本国  
JAPAN

For the Minister for Foreign Affairs

出所：法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」

#### サンプル 4:【現地法人登録証明書（英語）】

<h1>CERTIFICATE</h1> <p>of state registration of a legal entity</p> <p><b>Legal entity</b></p>		
<p><b>FOREIGN ENTERPRISE LIMITED LIABILITY COMPANY</b></p> <p>Full name of the legal entity - business entity with indication of the organizational and legal form</p> <p><b>FE LLC</b></p> <p>Abbreviated name of the legal entity</p> <p>Taxpayer Identification Number</p> <p><b>Organization (reorganization, other registration, change of information)</b></p>		
<input data-bbox="430 835 673 911" type="text"/> <p>Date</p>	<input data-bbox="689 835 940 911" type="text"/> <p>Confirmed</p>	
<p>Organizational and legal form:</p> <p><b>LIMITED LIABILITY COMPANY</b></p> <p>Activity address:</p> <p>This certificate is issued by:</p>		
		

出所：事業主体登録モジュール：new.birdarcha.uz

## サンプル5：【納税者登録申請書／様式第8号（ウズベク語・ロシア語）】

出所：ウズベキスタン税務署

サンプル6：【日本企業のウズベキスタン駐在員事務所認可証（ウズベク語・英語）】



出所：ウズベキスタン投資産業貿易省

---

<sup>1</sup> 2019年12月25日付第598号法（2024年2月21日最終改正）

<sup>2</sup> 1995年12月21日付民法典第40条（2025年2月18日最終改正）

<sup>3</sup> ウズベキスタン統計国家委員会の「2025年10月1日時点の企業および組織の統計情報の分析」。同当局の下記ウェブページに掲載：  
<https://stat.uz/uz/matbuot-markazi/qo-mita-yangiliklar/64441-o-zbekiston-respublikasidagi-korxona-va-tashkilotlar-demografiyasi-bo-yicha-ma-lumot-10-10-2025-1>

<sup>4</sup> 2001年12月6日付第310-II号法（2025年2月7日最終改正）

<sup>5</sup> 前掲注3のデータによる。

<sup>6</sup> もっとも関連する法令には以下のものがある。  
2018年8月1日付ウズベキスタン共和国大統領令第5495号

<sup>7</sup> もっとも関連する法令には以下のものがある。  
2005年4月11日付ウズベキスタン共和国大統領令第3594号  
2012年4月10日付ウズベキスタン共和国大統領令第4434号  
2016年8月9日付ウズベキスタン共和国財務省・税務国家委員会・経済省の決定（同月26日法務省登録第2822号）

<sup>8</sup> ウズベキスタン有価証券保管振替機関の下記ウェブページに掲載：  
<https://depo.uzcsd.uz/api/Website/GetPdfById2157>

<sup>9</sup> 企業主体の国家登録および登記制度の改善に関する2016年10月28日付ウズベキスタン共和国大統領決定第2646号の実行に係る措置に関する2017年2月9日付閣僚会議決定第66号（2025年7月30日最終改正）

<sup>10</sup> 2021年9月22日付閣僚会議決定第595号、ウズベキスタン共和国税法典第111条

<sup>11</sup> 2022年11月8日付ウズベキスタン共和国大統領決定第415号

<sup>12</sup> 2025年2月7日付第1025号法

<sup>13</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22\\_000607.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000607.html)

<sup>14</sup> 公証人による公証の実行手続きに関する指令書（ウズベキスタン共和国法務省登録番号第3113号・2024年1月24日最終改正）

<sup>15</sup> 2023年2月8日付「銀行口座の開設、管理および解約手続きに関する」ウズベキスタン共和国中央銀行理事会の指令書（ウズベキスタン共和国法務省登録番号第3420号）

<sup>16</sup> 当該行政サービスの提供手順について2018年5月10日付閣僚会議決定第348号を参照。

<sup>17</sup> ウズベキスタン共和国における外国営利企業の駐在員事務所の認可およびその活動手続きに関する規則（2024年2月7日付閣僚会議決定第76号）

---